

北名古屋市統合庁舎整備検討委員会委員公募要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北名古屋市統合庁舎整備検討委員会（以下「委員会」という。）の委員のうち、市民からの公募による委員（以下「公募委員」という。）の選考について、必要な事項を定めるものとする。

(応募資格)

第2条 公募委員の応募資格は、次に掲げる要件とする。

- (1) 市内に在住している者で応募時点で満18歳以上のもの。
- (2) 本市が設置する他の委員会又は審議会の委員等でない者
- (3) 市議会議員又は本市職員でない者
- (4) 平日昼間の会議に出席できる者

(募集人員)

第3条 公募委員の数は、原則として、3人以内とする。

(募集及び応募方法)

第4条 公募委員は市の広報及びホームページにより募集するものとする。

- 2 公募委員に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、北名古屋市統合庁舎整備検討委員会委員募集申込書（別記様式）及び庁舎に関する作文（以下「申込書等」という。）を提出するものとする。

(選考会の設置)

第5条 公募委員の選考にあたり、公平かつ公正な選考を確保するため、合議制による北名古屋市統合庁舎整備検討委員会公募委員選考会（以下「選考会」という。）を設置する。

- 2 選考会は、総合政策部長、総務部長及び総務課長をもって組織する。
- 3 選考会には会長を置き、総務部長をもって充てる。
- 4 選考会は、会長が招集し、会議の議長を務める。
- 5 選考会の庶務は、総務課において処理する。

(選考方法)

第6条 公募委員の選考は、選考会において行う。

- 2 選考会は、応募者が提出した申込書等により別に定める基準に照らし、公募

委員を選考する。

(選考の特例)

第7条 応募者が募集人員を超えない場合は、当該応募者をもって公募委員とすることができる。

(選考の結果)

第8条 選考の結果は、応募者全員に通知する。

附 則

この要領は、令和8年9月28日から施行する。